

令和6年8月20日

〒541-0056

大阪府大阪市中央区久太郎町3丁目1番26号 ミライフ本町ビル
株式会社ミライフ 御中

〒854-0116 長崎県諫早市高城町5-10
諫早商工会議所 御中

〒850-0876

長崎市賑町5番24号 向ビル201

電話：095-895-8520 FAX：095-895-8521

【毎週火・水・木曜日（祝日を除く）10:30～13:30】

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき

理事長 福崎博孝



（申入担当者 弁護士 中鋪 美香）

（電話 0957-24-1187）

申 入 書

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の未然防止を図ることを目的に、消費者団体、学識経験者、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの消費者問題専門家により構成されている法人です。

さて、当法人において、諫早商工会議所パソコン教室の「商工会議所 パソコン教室 受講規約」（以下「本件規約」といいます。）を調査したところ、その一部に消費者契約法に照らして不当と思われる点があると判断しました。

そこで、当法人は、貴所らに対し、下記のとおり申し入れます。

つきましては、本申入れに対する貴所らのお考え・ご対応等を、文書にて、令和

6年9月末日までに、当法人にご回答ください。なお、ご不明な点がございましたら、申入れ担当者までお問い合わせください。

最後に、ご回答の有無及びご回答内容につきましては、消費者への情報提供のため、当法人のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表させていただくことがありますことをあらかじめ申し添えます。

敬具

第1 申入れの趣旨

本件規約中、第1項（9）の規定を削除して頂きたく申し入れ致します。

第2 申入れの理由

1 はじめに－消費者契約法の適用について

事業者と消費者との間の消費者契約については、消費者契約法が適用されます。

この点、事業者とは、「法人その他の団体」等を指すところ（消費者契約法2条2項）、法人である株式会社ミライフ（以下、単に「ミライフ」と言います。）は「事業者」に該当します。そして、ミライフと受講契約を締結し、授業料等を支払って役務の提供を受ける個人の受講者は「消費者」（同法2条1項）に該当します。

よって、ミライフとパソコン教室の受講者との間の受講契約は、消費者契約法の適用される「消費者契約」（同法2条3項）に該当するため、御法人は、消費者である使用者との契約締結に際し、消費者契約法を遵守していただく必要があります。

具体的には、本件規約を策定するに際しては、消費者契約法を念頭においていただく必要があり、その条項が消費者契約法に違反する場合には、無効になります。

2 商工会議所パソコン教室受講規約における消費者契約法上の問題点

本件規約には、「1. 予約について (9) 講座回数の変更・休学・卒業の手続きは前々月の20日までに必ずとるようにしてください。」との規定があります。

この規定に基づけば、受講者が解約を申し出た場合、すぐに解約ができず、受講者は少なくともその翌月および翌々月分の授業料まで、合計1万4000円の支払いをしなければならないこととなります。(なお、20日以降の申し出の場合はさらに1ヶ月延長となりますので、合計2万1000円の支払いとなります。)

このような規定は、以下のとおり、消費者契約法9条1号および同法10条に違反している可能性があります。

(1) 消費者契約法9条について

ア 消費者契約法9条1号は、「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超えるもの」については、「当該超える部分」は無効であると規定しています。

イ 本件規約第1項(9)の定めによれば、受講者が解約を申し出た場合、申し出以後、受講するとしないとにかくわらず、少なくとも翌月および翌々月の2ヶ月分1万4000円(なお、解約の申し出が当月20日を超えた場合は、3ヶ月分(2万1000円))の受講料の支払いが発生することとなります。この支払の実体は、解約にともなう損害賠償または違約金と同視できるものです。

消費者契約法9条は、解約にともなう損害賠償または違約金の適法な上限額について、「当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生

すべき平均的な損害の額」と定めています。

本件パソコン教室において提供する役務の内容は、パソコンの操作に関する知識又は技術の教授であって、契約の解除により材料その他の実損害は発生しないものと考えます。また、教室では隨時受講者を募集していることから、解除によってキャンセルとなった空席に、他の新たな受講者の受講予定を入れることも可能となるため、空席となることによる損害も発生しないと言えます。

したがって、本来、本件パソコン教室は、受講者の解除に伴い生ずべき損害がないにもかかわらず、本件規約第1項(9)は、受講者が、契約解除の申し出後2ヶ月ないし3ヶ月分の受講料(1万4000円～2万1000円)の支払いをしなければならない規定となっています。これは、受講者に対し、解除に伴う損害賠償または違約金の支払として、「当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額」を大きく超えた額の支払いを求めるものと言わざるを得ません。

したがって、本件規約第1項(9)は、受講者に、解除申し出以後の受講料の金額の支払を求める趣旨であれば、上記消費者契約法9条1号に基づき無効であると考えます。

(2) 消費者契約法10条について

ア 消費者契約法10条は、「消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」と規定しています。

イ パソコン教室の受講契約は、民法上の準委任契約に該当します。

民法では、準委任契約は、「各当事者がいつでもその解除をすることができ

る。」(民法651条1項、656条)と規定されており、例外的に、「相手方に不利な時期に委任を解除したときは、解除をした者が相手方の損害を賠償しなければならない」とされています。(民法651条2項1号)

本件規約第1項(9)は、受講者からの解除に制限を加えるもので、受講者に対して解除申し入れ後最低2ヶ月の受講料の支払義務を負わせるものと言えます。

上記のとおり、民法651条2項1号には、相手に不利な時期の解除の場合は相手方に損害を賠償しなければならぬとの規定がありますが、仮に月の途中で解約申し入れがなされた場合であっても、前述の通り、それに伴う教室側の損害は発生しないと考えます。そうであるにもかかわらず、2ヶ月分の受講料支払の義務を課すのは、「民法の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」といえます。

したがって、上記規約は、受講者の自由な解除を制限し、解除申し出以後の受講料の金額の支払を余儀なくさせるものであって、上記消費者契約法10条に基づき無効であると言えます。

4 ご提案

以上のとおり、申入れの趣旨記載の条項は、消費者契約法9条1号ないし同法10条に違反する可能性があります。

したがって、規約第1項(9)については削除をご検討頂きますようお願い申し上げます。

第3 最後に

ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、宜しくご対応くださいますようお

願い申し上げますとともに、ご対応結果(ご対応いただけない場合にはその理由)を、令和6年10月末日までに、当法人(長崎市賀町5番24号 向ビル201)へ文書にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご回答にお時間を要する場合には、その旨をご連絡いただけますと幸甚です。

以上